

○赤磐市建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱

平成17年3月7日

告示第92号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき建設工事、測量業務及び建設コンサルタント業務（以下「委託業務」という。）、物件の売買契約等で指名競争入札に参加する者に必要な資格、その審査その他必要な事項に關し定めるものとする。

(指名競争入札参加者の資格及び要件)

第2条 指名競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格及び要件を備えていなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けて、現に建設業を営んでいる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (3) 国税及び地方税を完納している者
- (4) 第4条の規定による入札参加資格審査を受けている者

(申請手続)

第3条 前条の資格及び要件を満たしている者で入札参加資格審査を受けようとするものは、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「指名願」という。）に国の統一様式又は各県の統一様式に掲げる書類のうちから市長が必要と認める書類を添付して、毎年2月1日から3月31日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めた者については、この限りでない。

2 前項に規定する日後において競争入札に参加しようとする者は、市長が必要と認める者に限り同項の規定に準じて申請書を提出し、その承認を求めることができる。

(資格審査の結果及び入札参加資格者名簿への登載)

第4条 前条の規定による指名願の提出のあったときは、申請の内容を審査し、有資格者を決定し、資格を有すると認めた者（以下「有資格者」という。）については、入札参加資格者名簿に登載するものとする。

2 建設工事にあつては、法第27条の23に規定する経営事項審査の結果による付与点数と赤磐市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査試行実施要領（平成21年赤磐市告示第82号）により算出された付与点数の合計点数に基づき、別表に掲げる工事の種類別に評定し、点数区分に応じ級別業者に格付するものとする。

3 前項の規定による級別業者の格付に当たっては、特A及びAに格付する者は、法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けているものとする。

4 委託業務及び物件の売買等にあつては、技術力、事業実績、従業員数等により審査する。

5 入札参加資格審査結果の有効期限は、審査の決定のあつた日の翌日から1年間とする。

6 有資格者の公表は、有資格者の有効期間中、赤磐市建設工事に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要綱（平成22年赤磐市告示第76号）に準じて行うものとする。

（入札参加資格の取消し）

第5条 市長は、次に該当することとなつたときは、入札参加資格を取り消すことができる。

（1） 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者

（2） 指名願において、故意に虚偽の申請をした者

（入札参加資格審査会）

第6条 入札参加資格審査その他市長が必要と認めた事項の審議を行わせるため赤磐市入札参加資格審査会を設置し、有資格者を決定する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成18年5月29日告示第68号）

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年11月1日告示第93号）

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年2月28日告示第16号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日告示第104号）

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年6月9日告示第49号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成30年8月15日告示第78号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日告示第31号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月26日告示第134号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

種別	点数区分	入札参加資格者 (級別業者)
土木一式	1, 000点以上	特A
	800点以上1, 000点未満	A
	700点以上800点未満	B
	600点以上700点未満	C
	600点未満	D
建築一式	1, 050点以上	特A
	800点以上1, 050点未満	A
	700点以上800点未満	B
	600点以上700点未満	C
	600点未満	D
その他の建設工事	800点以上	A
	700点以上800点未満	B
	600点以上700点未満	C
	600点未満	D